

県議会議員豊後高田市選挙区補欠選挙

平成29年5月28日執行

豊後高田市選挙区補欠選挙

1 選挙長及び同職務代理者に関する調

選挙長 山田 敏 美
 選挙長職務代理者 土 谷 恒 男

豊後高田市中真玉 5251 番地 1
 豊後高田市上香々地 3281 番地 2

2 事務処理日程表

月	日	曜日	期日前 日数	県選挙管理委員会	選挙長、県委員会併任を受けた市委員会	市選挙管理委員会
4	8	土	50			(市長選挙人名簿登録)
	9	日	49	○佐々木県議の市長選立候補届出により県議失職		(市長選告示)
	10	月	48	○市長選立候補届出の告示の通知 (豊後高田市選管委員長から県議会議長あて)		
	11	火	47	○議員の欠員通知 (県議会議長から県選管委員長あて)		
	13	木	45	○選挙管理委員会(県選管室) ○選挙事由発生の告示(法199の5④)		
	14	金	44	○選挙人名簿登録に係る被登録資格の決定の基準となる日等の告示及びその写しを市選管へ送付(令14②) ○選挙運動用ポスターを掲示することができる日の告示(法144の2⑤⑩)		○選挙人名簿の登録に係る被登録資格の決定の基準となる日等の告示の写しの掲示(取規70)
	16	日	42			(市長選投票開票)
	28	金	30	○振興局・市担当者選挙事務打合せ(13:30～豊後高田市役所)	○左記会議に出席	○左記会議に出席 ○ポスター掲示場の設置総数の減少協議期限(法144の2⑨)
5	8	月	20		○政党・立候補予定者説明会(13:30～豊後高田市役所)	
	11	木	17		○立候補届出事前審査(市選管)(～15日まで)	
	12	金	16			○投票所開閉時刻の繰上げ、繰下げの届出期限(法40②、取規21)
	15	月	13	○選挙公報原稿事前審査分受領	○立候補届出事前審査完了 ○選挙公報事前審査分送付	
	16	火	12	○投票用紙等予備分の納品(県選管室)		○選挙人名簿に登録した者の氏名等を記載した書面の縦覧場所の告示期限(法23②、取規8) ○投票用紙等の納品(市選管)
	18	木	10	○選挙人名簿登録者数の報告受 ○ポスター掲示場設置完了報告受 ○選挙運動費用法定限度額を市選管へ通知	○立候補届出受付事務打合せ及び公営物資配付準備完了	○選挙管理委員会 ○選挙人名簿登録基準日(法22②) ○選挙人名簿登録日(法22②) ○選挙人名簿登録者数を県選管へ報告(13時まで) ○選挙権を有する者の総数の50分の1、3分の1及び6分の1の数の告示(自治法74～76、80、81、86、地教行法8、合特法4、5) ○ポスター掲示場設置完了を県選管へ報告(13時まで)(執規34の5③) ○ポスター掲示場設置場所の告示(法144の2④、執規34の5③)

月	日	曜日	期日前 日数	県選挙管理委員会	選挙長、県委員会併任を受けた市委員会	市選挙管理委員会			
5	19	金	9	<p>〔告示及び通知等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県議会議員選挙の期日の告示（法 34 ⑥） ○投票用紙の様式の告示（法 45 ②） ○不在者投票用封筒等に押すべき印の告示 ○不在者投票用封筒等に押すべき印の押印の方法の告示 ○投票用紙等に押すべき印の押印の方法の告示 ○選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額等の告示（法 197 の 2 ①②） ○政治活動用ポスターの確認の方法の告示（法 201 の 11 ④、政規 5） ○選挙長及び同職務代理者の選任の告示（法 75、令 80、81） ○選挙長が候補者の届出等に関する事務を行う場所の告示 ○開票の事務を選挙会の事務に併せて行うことの決定の告示（法 79 ①②） ○選挙会の場所及び日時の告示（法 77、78） ○選挙公報の掲載文の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時の告示 ○選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数及び 3 分の 1 の数の告示（自治法 74～76、80、81、86、地教法 8） ○選挙運動に関する支出金額の制限額の告示（法 196） ○期日前投票所及び不在者投票記載所の氏名等掲示表の審査 ○選挙公報の掲載順の報告受 	<p>〔選挙長の告示及び通知等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○立候補（推薦）の届出、辞退、死亡等の告示及び県選管へ報告（法 86 の 4 ①②） ○候補者の住所地の市町村の長及び選管並びに本籍地の市町村長あて通知（令 92、取規 56） ○候補者が辞退、死亡等した場合の市選管あて通知（令 92） ○選挙立会人として届出のあった者が 10 人を超えるとき等のくじを行う場所及び日時の告示（法 76、62 ⑥） ○選挙公報の掲載文の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時の通知 <p>〔各種届出、受理等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○立候補（推薦）届出受付（選挙長）（法 86 の 4 ①②） ○立候補（推薦）届出辞退期限（選挙長）（法 86 の 4 ⑩） ○選挙立会人の届出受理開始（選挙長）（法 76、令 82） ○選挙事務所の設置、異動届出受理開始及び県選管へ報告（法 130 ②） ○出納責任者の選任、異動及び同職務代理者の受理開始及び県選管へ報告（法 180 ③、182 ①、183 ③） ○報酬の支給を受けることができる事務員等の届出受理開始（法 197 の 2 ⑤） ○選挙運動に従事する者等に支給することができる実費弁償の最高額等の候補者あて通知（法 197 の 2 ①②） ○選挙運動に関する支出金額の制限額の候補者あて通知（法 196） ○公営物資の交付 ○選挙公報の掲載順のくじの実施 ○政治活動用ポスターの検印（法 201 の 11 ④） 	<p>〔告示及び通知等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○投票管理者及び同職務代理者の選任、その者の住所及び氏名の告示並びに選挙長あての報告（令 25、取規 19） ○期日前投票所の投票管理者等の選任、その者の住所及び氏名の告示並びに報告（令 49 の 7、25、取規 19） ○期日前投票所の場所等の告示（法 48 の 2 ⑥、41 ①） ○投票立会人の選任及び本人あて通知（法 38 ①） ○投票立会人の住所、氏名等を投票管理者あて通知（令 26） ○投票所の告示並びに選挙長及び投票管理者あて通知（法 41、取規 20） ○投票所の開閉時刻の繰上げ、繰下げの告示及び投票管理者あて通知（法 40 ②） ○投票記載所等の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時の告示（法 175 ③、取規 10） ○不在者投票用紙等の交付場所等の告示 ○期日前投票所及び不在者投票記載所の氏名掲示表の審査依頼 ○立候補（推薦）届出に関する通知を受けた場合の投票管理者あて通知（辞退、死亡、却下等の場合を含む）（令 92 ⑩） ○候補者が死亡した場合の選挙長あて通知（市長）（令 92 ⑩） ○候補者が被選挙権を喪失した旨の通知を受けた場合の選挙長あて通知（法 11 ③、29 ①、令 92 ⑩） ○個人演説会開催申出の旨を施設管理者あて通知（令 115） ○個人演説会開催の可否の旨を市選管及び候補者あて通知（施設管理者）（令 117 ①） ○個人演説会の施設使用予定受理（令 118） ○個人演説会の施設の設備（施設管理者）（令 119 ①） ○施設使用料の協議、決定及び公表（施設管理者）（令 121） ○投票記載所の氏名等の掲載順序を定めるくじの実施（法 175 ③） <p>〔各種届出、受理等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○選挙事務所の設置・異動届出受理開始（法 130 ②、令 108） ○公営施設使用の個人演説会開催申出受理開始（法 163、取規 25） ○公営施設以外の施設使用の個人演説会開始（法 161 の 2） ○選挙人名簿に登録した者の氏名等を記載した書面の縦覧並びに異議申出（法 24 ①） ○ポスター掲示場に掲示開始（取規 34 の 7） ○投票所入場券の交付（令 31、取規 23） 			
			28	日	0		○選挙会（法 80 ①）		
			29	月	-1			○選挙録を県選管へ提出 ○当選人の住所氏名等を県選管へ報告（選挙長）（法 101 の 3 ①）	
			30	火	-2		○選挙管理委員会（11:00～ 県選管室） ○当選人に当選の旨の告知及び当選人の住所及び氏名の告示（法 101 の 3 ②） ○当選証書の付与（11:30～ 県選管室）（法 105 ①②） ○当選人の報告（法 108 ①）		

月	日	曜日	期日前 日数	県選挙管理委員会	選挙長、県委員会併任を受けた市委員会	市選挙管理委員会
6	12	月	-15	○選挙の効力に関する異議申出期限(法202①)	○選挙運動費用収支報告書提出期限(法189①)	
	13	火	-16	○当選の効力に関する異議申出期限(法206①)		
	14	水	-17		○供託物の返還請求(令93②)	

3 選挙人名簿登録者数等に関する調

区分 市名	平成29年5月18日現在選挙人名簿登録者数		
	男	女	計
豊後高田市	9,206	10,449	19,655

4 候補者及び当選人に関する調

候補者氏名	性別	本籍	住所	生年月日	党派	職業	届出の別	当落の別
おし 鴛 海 豊	男	大分県	大分県豊後高田市草地1826番地	昭和21年9月27日 (70歳)	無所属	無職	本人	当

5 投票結果に関する調

無投票

6 開票結果に関する調

無投票

7 選挙運動に関する支出金額の制限額調

5,531,400円

8 選挙管理委員会告示(写)

<h1 style="font-size: 2em; margin: 0;">大分県報</h1>	平成二十九年 号外（五） 四月十二日 (水曜日)
目次	
選挙管理委員会告示 大分県議会議員豊後高田市選挙区補欠選挙の事目の発注……………一	
○選挙管理委員会告示	
大分県選挙管理委員会告示第十号 平成二十九年四月十一日公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百三十一條第一項の規定による大分県議会議員豊後高田市選挙区補欠選挙の事目が注した。 平成二十九年四月十二日 大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣	

平成二十九年四月十二日

大分県報号外（選挙委員会告示）

一

<h1 style="font-size: 2em; margin: 0;">大分県報</h1>	平成二十九年 号外（五） 四月十四日 (金曜日)
目次	
選挙管理委員会告示 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）……………一 大分県議会議員豊後高田市選挙区補欠選挙において選挙運動用ポスターを掲示することができ日……………二 大分県議会議員豊後高田市選挙区補欠選挙の選挙人名簿の登録に係る被選挙資格の状況の基準となる日等……………二	
○選挙管理委員会告示	
大分県選挙管理委員会告示第十一号 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条の規定による平成二十九年四月八日現在で大分県議会議員及び大分県知事の選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。 平成二十九年四月十四日	

平成二十九年四月十四日

大分県報号外（選挙委員会告示）

一

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

一	地方自治法第七十四条及び第七十五条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数	一九、七二〇人
二	地方自治法第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）	二三三、二四六人
三	地方自治法第八十条の規定による大分県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）	

大分市	一三、九二三人
別府市	三三、二二八人
中津市	二三、二六八人
日田市	一八、九三三人
佐伯市	二、二三五五人
臼杵市	一、四二八人
津久見市	五、四三七人
竹田市	六、六八〇人
豊後高田市	六、五五五人
杵築市	八、六二六人
宇佐市	一六、二〇〇人
豊後大野市	一〇、八五六人
由布市	九、八五三人
国東市・姫島村	九、一九二二人
日出町	七、九〇三人
九重町・玖珠町	七、四七六人

大分県選挙管理委員会告示第十一号

平成二十九年五月二十八日執行予定の大分県議会議員選挙後高田市選挙区補欠選挙において選挙運動用ポスターを掲示することのできる日を次のとおり定めた。

平成二十九年四月十四日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

公職の候補者の立候補の届出がある日

大分県選挙管理委員会告示第十二号

平成二十九年五月二十八日執行予定の大分県議会議員選挙後高田市選挙区補欠選挙の選挙人名簿の登録に係る被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日並びに選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧期間は、次のとおりである。

平成二十九年四月十四日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

- 一 被登録資格の決定の基準となる日
平成二十九年五月十八日。ただし、年齢条件については、五月二十八日とする。
- 二 登録を行う日
平成二十九年五月十八日
- 三 縦覧期間
平成二十九年五月十九日の一日間

毎週 水曜日：金曜日（祝祭日に当たるときは翌日発行） 発行人 大分県 編集 朝日文堂印刷（定価 一冊 三万八千八百八十円）

大分県報

平成二十九年
第二八八二号
五月十九日

(金曜日)

目次

選挙管理委員会告示

- 大分県議会議員選挙後高田市選挙区補欠選挙の執行……………三
- 大分県議会議員選挙後高田市選挙区補欠選挙に用いる投票用紙の様式……………三
- 大分県議会議員選挙後高田市選挙区補欠選挙に用いる不在者投票用封筒等に押すべき印……………三
- 大分県議会議員選挙後高田市選挙区補欠選挙に用いる不在者投票用封筒に押すべき印の押印の方法……………四
- 大分県議会議員選挙後高田市選挙区補欠選挙において選挙運動に従事する旨に申し渡すことができる実効弁償の最高額等……………四
- 大分県議会議員選挙後高田市選挙区補欠選挙における政治活動用ポスターの認識の方法……………四
- 大分県議会議員選挙後高田市選挙区補欠選挙における選挙長及び選挙長職務代理者の選任……………四
- 大分県議会議員選挙後高田市選挙区補欠選挙において選挙長が候補者の届出等に関する事務を行う場所……………四
- 大分県議会議員選挙後高田市選挙区補欠選挙における開票の事務を選挙会の事務に併せて行うことの決定……………五
- 大分県議会議員選挙後高田市選挙区補欠選挙における選挙会の場所及び日時……………五
- 大分県議会議員選挙後高田市選挙区補欠選挙における選挙公報の掲載文の掲載の順序を定めることを行う場所及び日時……………五

平成二十九年五月十九日
大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

一 不在者投票用封筒 大分県選挙管理委員会の印
二 仮投票用封筒 豊後高田市選挙管理委員会の印

~~~~~

**大分県選挙管理委員会告示第二十四号**  
平成二十九年五月二十八日執行の大分県議会議員豊後高田市選挙区補欠選挙に用いる不在者投票用封筒に押すべき印の方法を次のとおり定めた。  
平成二十九年五月十九日  
大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

大分県選挙管理委員会の印の押込み式

~~~~~

大分県選挙管理委員会告示第二十五号
平成二十九年五月二十八日執行の大分県議会議員豊後高田市選挙区補欠選挙において、選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の額
平成二十九年五月十九日
大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

一 選挙運動に従事する者一人に対し支給することができる実費弁償の額

1 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等として算出した実費額
2 船賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等として算出した実費額
3 車賃 陸路旅行(徒歩旅行を除く。)について、路程に応じた実費額
4 宿泊料 (食事料に食分を含む。) 一夜につき一万二千円
5 弁当料 一食につき五百円、一日につき三千円
6 茶菓料 一日につき五百円

二 選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給することができる報酬の額

1 基本日額 一万円
2 超過勤務手当 一日につき1の額の五割

三 選挙運動のために出する労務者一人に対し支給することができる実費弁償の額

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第二十一号
公職選挙法(昭和二十五法律第百号)第百十三条第一項の規定による大分県議会議員豊後高田市選挙区補欠選挙の次のとおり執行する。
平成二十九年五月十九日
大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

一 選挙期日 平成二十九年五月二十八日
二 選挙すべき議員の数 一人

~~~~~

平成二十九年五月十九日

**大分県選挙管理委員会告示第二十二号**  
平成二十九年五月二十八日執行の大分県議会議員豊後高田市選挙区補欠選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定めた。  
平成二十九年五月十九日  
大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

平成二十九年五月二十八日執行  
大分県議会議員豊後高田市選挙区補欠選挙投票用紙

選挙  
区  
理  
之  
之  
印  
大  
分  
県  
選  
挙  
管  
理  
委  
員  
会  
長  
の  
印

○(注) 〇は、  
一 候補者の氏名は、欄内に「入書」くす。  
二 候補でない者の氏名は、書かなし。

候補者  
の  
氏  
名

備考

一 甲紙は白色とし、赤色のインクを印す。  
二 大きさは、縦十三センチメートル、横九センチメートルとする。  
三 「大分県選挙管理委員会之印」は、刷印を要する。  
四 点字記載である旨の表示は、その旨を印刷しておく方法(ただし、印刷に代えて印章を捺す方法によることもできる。)とする。  
五 点字記載用紙に表示する選挙の種類は、「けんきほけつ」とする。

~~~~~

大分県選挙管理委員会告示第二十三号
平成二十九年五月二十八日執行の大分県議会議員豊後高田市選挙区補欠選挙に用いる不在者投票用封筒及び仮投票用封筒に押すべき印を次のとおり定めた。
平成二十九年五月十九日
大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

平成二十九年五月十九日
大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

~~~~~

平成二十九年五月十九日

大分県(選挙告示) 三

平成二十九年五月十九日  
大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

~~~~~

平成二十九年五月十九日

大分県(選挙告示) 四

1 鉄道賃、船賃及び車賃 それぞれの「一」及び「二」に掲げる額
2 船賃(食料を除く。) 一夜につき一万円

四 選挙運動に従事する者(公職選挙法第九十七条の二第二項の規定により報酬を支給することができる者に限る。)一人に対し支給することができる報酬の額

1 選挙運動のために使用する労務者一人につき二万円
2 専ら選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者一人につき一万五千円
3 専ら選挙運動のために使用する者一人につき一万五千円
4 専ら候補者のために使用する者一人につき一万五千円

~~~~~

**大分県選挙管理委員会告示第二十六号**  
平成二十九年五月二十八日執行の大分県議会議員豊後高田市選挙区補欠選挙における政治活動用スタンプの押込みの方法を次のとおり定めた。  
平成二十九年五月十九日  
大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

一枚をもちて行う。

~~~~~

大分県選挙管理委員会告示第二十七号
平成二十九年五月二十八日執行の大分県議会議員豊後高田市選挙区補欠選挙における選挙区長及び選挙区長候補者として選任した者の住所及び氏名は、次のとおりである。
平成二十九年五月十九日
大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

区 分	住 所	氏 名
選 挙 区 長	豊後高田市中真玉五二一番地一	山 田 敏 美
選挙区長候補者	豊後高田市上香々地三二八番地二	土 谷 恒 男

~~~~~

**大分県選挙管理委員会告示第二十八号**  
平成二十九年五月二十八日執行の大分県議会議員豊後高田市選挙区補欠選挙において、選挙区長候補者の届出等に関する事務を行う場合は、次のとおりである。  
平成二十九年五月十九日





運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成二十九年五月十九日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

五、五三二、四〇〇円

|                                                                                                                                                                      |  |        |       |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--------|-------|
| <h1>大分県報</h1>                                                                                                                                                        |  | 平成二十九年 | (火曜日) |
|                                                                                                                                                                      |  | 号外 (三) |       |
|                                                                                                                                                                      |  | 五月三十日  |       |
| 目次                                                                                                                                                                   |  |        |       |
| <p><b>選挙管理委員会告示</b></p> <p>大分県議会議員豊後高田市選挙区補欠選挙における当選人の住所及び氏名……………一</p>                                                                                               |  |        |       |
| <p><b>○選挙管理委員会告示</b></p> <p>大分県選挙管理委員会告示第三十四号</p> <p>平成二十九年五月二十八日執行の大分県議会議員豊後高田市選挙区補欠選挙における当選人の住所及び氏名は、次のとおりである。</p> <p>平成二十九年五月三十日</p> <p>大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣</p> |  |        |       |
| 住 所                                                                                                                                                                  |  | 氏 名    |       |
| 大分県豊後高田市草地一八二六番地                                                                                                                                                     |  | 鷲 海 豊  |       |